

岩手県告示第519号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年8月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成23年8月4日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 花北建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市十二丁目542番地1
 - ウ 代表者の氏名 伊藤正男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第5397号
 - （3） 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年7月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成23年8月3日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 田端工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市三陸町越喜来字西甫嶺41番地12
 - ウ 代表者の氏名 田端豊三郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第90019号
 - （3） 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年7月19日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。